

届出が必要な場合	届出の種類	提出部数	提出時期
公共下水道の使用を開始するとき (排除下水量が50m <sup>3</sup> /日以上または、政令で定める水質に適合しない場合) 〔下水道法第11条の2第1項〕	公共下水道使用開始(変更)届	2部	あらかじめ
公共下水道の使用を開始するとき(特定施設の設置者) 〔下水道法第11条の2第2項〕	公共下水道使用開始届		
公共下水道使用開始(変更)届に添付 〔下水道法施行規則第6条〕	別紙3~5	届出書と同部数	届出書と同時期
新たに特定施設を設置するとき 〔下水道法第12条の3第1項〕	特定施設設置届出書	猪名川流域 3部 武庫川流域 4部	特定施設を設置しようとする日の60日前まで
特定施設設置届出の内容のうち、 特定施設の構造、使用の方法、 下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき【注】 〔下水道法第12条の4〕	特定施設の構造等変更届出書	猪名川流域 3部 武庫川流域 4部	変更工事着工予定日の 60日前まで
特定施設設置届出書、特定施設の構造等変更届出書に添付 〔下水道法施行規則第8条〕	別紙1~5	届出書と同部数	届出書と同時期
特定施設設置届出の内容のうち、 (個人の場合) 氏名及び住所 (法人の場合) 名称、住所及び代表者の氏名、 工場・事業所の名称及び所在地 のいずれかを変更したとき 〔下水道法第12条の7〕	氏名変更等届出書	猪名川流域 2部(3部) 武庫川流域 3部(4部)	変更した日から 30日以内
特定施設の使用を廃止したとき 〔下水道法第12条の7〕	特定施設使用廃止届出書	猪名川流域 2部(3部) 武庫川流域 3部(4部)	廃止した日から 30日以内
特定施設設置届の届出をした者から、特定施設を譲り受け 又は借り受けたとき 届出をした者について相続、合併又は分割があったとき 〔下水道法第12条の8〕	承継届出書	猪名川流域 2部(3部) 武庫川流域 3部(4部)	変更した日から 30日以内
届出から60日以内に工事等を着工したい場合	実施制限期間短縮願	届出書と同部数	届出書と同時期

※(カッコ内)は、控えが必要な場合の提出部数  
注. 特定施設を廃止しようとする場合も該当します。